

鳥取県 6 次産業化関連事業交付金交付要綱

制定	平成 25 年 7 月 19 日付第 201300051711 号 鳥取県農林水産部長通知
改正	平成 26 年 3 月 28 日付第 201300199496 号
改正	平成 27 年 4 月 24 日付第 201400194165 号
改正	平成 29 年 4 月 28 日付第 201700015077 号
改正	令和元年 5 月 8 日付第 201900025526 号
改正	令和 2 年 6 月 24 日付第 202000038582 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県 6 次産業化関連事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本交付金は、農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携し、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出し、6 次産業化の取組等の推進に資することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、食料産業・6 次産業化交付金実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付 29 食産第 5353 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、食料産業・6 次産業化交付金交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付 29 食産第 5355 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

(1) 別表の第 1 欄に掲げる事業のうち次の事業を行う市町村

- ア 食料産業・6 次産業化推進交付金
 - (ア) 6 次産業化の推進体制整備事業
 - (イ) 6 次産業化の推進支援事業
- イ 食料産業・6 次産業化整備交付金
 - (ア) 6 次産業化施設整備事業

(2) 別表の第 2 欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接交付事業」という。）に係る交付対象経費（対象事業に要する同表第 3 欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 4 欄に定める率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額以上の間接交付金を交付する市町村

2 本交付金の額は、交付対象経費の額に、交付率を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(流用の禁止)

第 4 条 別表の第 1 欄に掲げる食料産業・6 次産業化推進交付金及び食料産業・6 次産業化整備交付金の各事業の相互間においては、交付対象経費の流用をしてはならない。（ただし、同表同欄の食料産業・6 次産業化推進交付金の（1）から（2）のそれぞれの項目内の各項目間における流用及び交付要綱第 8 の規程に基づき変更承認された場合を除く。）

(交付申請の時期等)

第5条 本交付金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接交付金（以下単に「間接交付金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接交付事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接交付事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接交付事業
	知事	交付事業者
	様式第2号による	交付事業者が定める
	対象事業	間接交付事業
	様式第3号による	交付事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接交付金	

(承認を要しない変更等)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 市町村が行う対象事業に係る別表第5欄に定める変更
- (2) 間接交付金の減額
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第9条 交付事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 交付事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接交付事業に係る別表の第5欄に定める変更
 - (2) 間接交付事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 交付事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付事業者に対して指示をし、又は間接交付事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第11条 知事は、交付事業者に対し対象事業の遂行状況に関して必要な報告を求め、又は実施検査をすることができるものとする。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告(以下、「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、本交付金の全額が概算払により交付された場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度(以下、「完了予定年度」という。)の翌年度の4月5日とする。ただし、本交付金の全額が概算払により交付された場合にあつては、完了予定年度の翌年度の4月20日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 交付事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下、「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下、「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接交付金の支払)

第13条 交付事業者は、間接交付事業に係る本交付金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接交付金を遅延なく間接交付事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第15条 交付事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内

容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。
- 3 交付事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 交付事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

- 第16条 交付事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、交付事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

- 第17条 交付事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第4号の財産管理台帳、その他関係書類を整備保管しなければならない。

(提出書類の部数等)

- 第18条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所）、中部総合事務所、西部総合事務所（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センターとする。））を経由して提出しなければならない。

(雑則)

- 第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

附 則
この改正は、平成26年3月28日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則
この改正は、平成27年4月24日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則
この改正は、平成29年4月28日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則
この改正は、令和元年5月8日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則
この改正は、令和2年6月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第8条、第9条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
<p>鳥取県6次産業化関連事業交付金</p> <p>1 食料産業・6次産業化推進交付金</p> <p>(1) 6次産業化の推進体制整備事業</p> <p>ア 6次産業化等に関する戦略の策定</p> <p>イ 人材育成研修会の開催</p> <p>(2) 6次産業化の推進支援事業</p> <p>ア インバウンドを中心とする観光消費の促進</p> <p>イ 経済活動としての農福連携の発展</p> <p>ウ 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進</p> <p>エ 新商品開発・販路開拓の実施</p> <p>オ 直売所の売上向上に向けた多様な取組</p>	<p>6次産業化の推進体制整備事業の事業実施主体は、次に掲げる取組に応じ、それぞれに定める者とする。</p> <p>(ア)の取組 実施要綱別記1第1の1の市町村戦略を策定する（更新を含む）市町村（以下「戦略策定市町村」という。）又は、策定に向けた検討を行い、関係機関と連携して戦略に基づく取り組みを推進する市町村。</p> <p>(イ)の取組 戦略策定市町村。</p> <p>6次産業化の推進事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの（以下市町村協議会）という。）又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であつて、県知事が地方農政局長等と協議の上特に認める団体</p>	<p>第1欄のそれぞれの事業に要する実施要綱別記1第1に定める経費（ただし、実施要綱別記1第4の3に定める経費を除く。）</p> <p>第1欄のそれぞれの事業に要する実施要綱別記2第1に定める経費（ただし、実施要綱別記2第4の2に定める経費を除く。）</p>	<p>定額</p> <p>第1欄のイの事業については定額（事業費の1/2以内） 第1欄のアからオの事業（第1欄のイを除く）については、定額（事業費の1/3以内（ただし、市町村戦略に基づいて行われる取組（戦略策定市町村に所在する事業実施主体の取組であつて、当該市町村区域内で生産される農林水産物及び当該農林水産物の副産物を活用した取組として当該市町村が認めるものに限る）にあつては、事業費の1/2以内とし、エの施設給食における導入の実証の取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする）</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 間接交付事業費の20%以上の減額</p>

<p>2 食料産業・6次産業化整備交付金</p> <p>(1) 6次産業化施設整備事業</p> <p>ア 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設</p> <p>(ア) 農林水産物等の集出荷のために必要な施設</p> <p>(イ) 農林水産物等の処理加工のために必要な施設</p> <p>(ウ) 農林水産物の高付加価値化及び地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設・地域食材提供施設</p> <p>(エ) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設</p> <p>(オ) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設</p> <p>(カ) 収穫後用病害虫防除のために必要な施設</p> <p>(キ) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。）</p> <p>(ク) 上記（ア）～（キ）の附帯施設</p> <p>イ 6次産業化等の取組に必要な、自らが行う農林水産物等の生産のために必要な施設等</p> <p>(ア) 簡易土地基盤整備</p> <p>(イ) 農業用水のために必要な施設</p>	<p>6次産業化施設整備事業の事業実施主体は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第5条の規定に基づく認定若しくは第6条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。)第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付対象事業費に充てるために実施要綱別記8-1第3の2に定める資金の貸付又は出資(以下「貸付等」という。)を受けて本事業を実施する次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 農林漁業者の組織する団体</p> <p>3戸以上の農林漁業者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができるものと認められる団体(法人格を有しない団体にあつては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。)及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であつて農林漁業関連事業に常時従事する者を3人以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。ただし、第1欄の2(1)(エ)に掲げる施設等を整備しようとする者は、農山漁村振興交付金(農泊推進対策)実施要領(平</p>	<p>第1欄のそれぞれの事業に要する実施要綱別記8-1第1に定める経費(ただし、実施要綱別記8-1第5の3に定める経費を除く。)</p>	<p>定額(事業費の3/10以内(ただし、実施要綱別記8-1第3の3の(1)のただし書きに該当する事業にあつては、事業費の1/2以内。)</p> <p>ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は実施要綱別記8-1第3の3の(2)に定められた方法により算定された額とするが、算出された交付金の額が1億円を超えるときは、実施要綱別記8-1第3の3の(2)の規定により算出された額にかかわらず、1億円以内とする。ただし、以下に掲げる要件を全て満たす場合には、2億円以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用需要に応じた一次加工品等の企業間の取引(以下「BtoB」という。)に供するものであること。 ・取引先の求める品質管理基準を満たす施 	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施場所の変更</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 間接交付事業費の20%以上の減額</p>
--	---	--	--	--

<p>(ウ) 営農飲雑用水のために必要な施設</p> <p>(エ) 農産物生産に必要な施設</p> <p>(オ) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設</p> <p>(カ) 育苗のために必要な施設</p> <p>(キ) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設</p> <p>(ク) 堆肥製造のために必要な施設</p> <p>(ケ) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設</p> <p>(コ) 特用林産物生産のために必要な施設</p> <p>(サ) 農林水産物運搬のために必要な施設</p> <p>(シ) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。）</p> <p>(ス) 上記（ア）～（シ）の附帯施設</p>	<p>成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知第2に定める地域協議会(以下「農泊地域協議会」という。)の構成員でない者に限る(本事業の完了日以後に農泊地域協議会の構成員となった場合は、この限りではない。)</p> <p>(2) 中小企業者 農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者(個人及びみなし大企業を除く。) ※みなし大企業とは、以下のものをいう。 ・発行済株式の総数又は出資金の額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人 ・発行済株式の総数又は出資金の額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人 ・大企業の役員又は職員を兼務する役員の総数の2分の1以上を占めている法人</p>		<p>設等となっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。 ・本事業における BtoB による取扱量又は取扱金額が50パーセント以上の計画であること。
<p>ウ 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>(ア) 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>(イ) 上記（ア）の附帯施設（当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る）</p>			

様式第1号（第5条、第12条関係）

年度鳥取県6次産業化関連事業交付金事業計画（報告）及び
収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

（ 交付申請においては、実施要綱第5の1に定められた事業実施計画、実績報告に
おいては、第7の1に定められた事業実施状況報告書の写しを添付すること。 ）

3 事業費の内訳

区分	事業費	内訳				備考
		交付金	市町村費	貸付金	その他	
	円	円	円	円	円	
1 食料産業・6次産業化推進交付金 （1）6次産業化の推進体制整備事業 （2）6次産業化の推進支援事業						
2 食料産業・6次産業化整備交付金 （1）6次産業化施設整備事業						
合計						

※（1）6次産業化の推進支援事業において交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入すること。

（2）備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税 額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額 が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定（完了）年月日

年 月 日

※事業完了年月日は、補助目的を達成し、かつ、補助対象経費の額が確定した日とする。

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
交 付 金 市町村費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 食料産業・ 6次産業化推 進交付金 (1) 6次産業 化の推進体 制整備事業 (2) 6次産業 化の推進支 援事業	円	円	円	円	
2 食料産業・ 6次産業化整 備交付金 (1) 6次産業 化施設整備 事業					

合 計					
-----	--	--	--	--	--

6 他の補助金の活用

(1) 活用の有無 (有 ・ 無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をする。

(2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

(3) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用し、整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物(設備、備品を含む)に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

7 消費税の取り扱い (一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

※消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をすること。

8 添付資料

(1) 事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、別紙様式を作成し、添付すること。

(2) 6次産業化施設整備事業の実績報告にあつては、出来高設計書及び財産管理台帳(様式第4号)の写しを添付すること。

(3) 補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付すること。ただし、支払件数が多数であることなどによりこれによりがたい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができる。

また、必要に応じて購入機器等の写真等を添付すること。

様

職 氏名

印

年度鳥取県6次産業化関連事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県6次産業化関連事業交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の対象事業は、「 事業」とし、その内容は・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本交付金の交付対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成29年3月30日付29食産第5355号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

様式第3号（第12条関係）

番 号
年 月 日

職 氏名 様

職 氏 名 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取
県6次産業化関連事業交付金について、鳥取県6次産業化関連事業交付金交付要綱第12
条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円

- 4 交付金返還相当額（3－2）
金 円

- 5 添付資料
 - (1) 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額の精算の内訳
 - (2) その他、参考となる資料

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名					処分制限期間		処分の状況		摘要
地区															
事業の内容				工期		経費の配分					耐用		承認		
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分の 内容	
							交付金	都道 府県費	市町 村費	その他					
計															
合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。